公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改 正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年2月16日提出

教育長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

### 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由及び内容

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正(平成 23 年 8 月 1 日施行)及び地方独立行政法人法の一部改正(平成 25 年 6 月 14 日施行)に伴い、同条文を引用している規則を改正する。

- ・規則第2条の4(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律)
- ・規則第3条の2(地方独立行政法人法)

### 2 施行期日

公布の日(平成27年3月24日:公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正の公布日にあわせるため)

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第一号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号) の

部を次のように改正する。

第二条の四第二項第四号中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

第三条の二第一項第一号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(基礎在職期間)

第二条の四 略

2略

一〜三略

き続 算事業団」という。 日本国有鉄道清算事業団 ( 以下「旧日本国有鉄道清 算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法 間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改 律第百三十六号) 附則第二条の規定による解散 のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外 革法第十 基礎となる勤続期間 一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期 いた在職期間とみなされる昭和 則第二十項の規定 一条第二項に規定する承継法人であつて同  $\overline{\phantom{a}}$ の計算について職員としての引 の職員としての在職期間 により退職手当の 六十二年三月三

## 五以下 略

て計算する期間) (職員以外の公務員としての引き続いた在職期間とし

## 第三条の二 略

を含む。 以下 た者 地方 ない 独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給され 任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方 員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 般地方独立行政法人等」という。) に使用される者( 役 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。) (以下「一 くは公庫等 (国家公務員退職手当!道路公社及び土地開発公社をいう。 例第八条第一項に規定する地方住宅供給公社、 人又は地方公社で、退職手当 ( これに相当する給与 公務員」という。) が、任命権者又はその委任を受けることと定めているものの公務員 (以下「特定地方 般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該 団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一 なつた場合に、 地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(条 方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方 る規程又は退職手当の支給の基準において、 を支給されな 地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般 立行政法人の公務員又は一般地方独立行 \_ 他 で、引き続いて当該地方公共団体等の公務員と 地方公共団体等」という。)で、 人又は地方公社に使用される者となつた場 の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法 公共団体等の 公庫等 (国家公務員退職手当法第七条の二第一 の地方公共団体又は特定地方独立行政法人 方公務員又は他の一般地方独立行政法 一般地方独立行政法人等職員」という。 以下この項において同じ。) に関する規程に 地方公務員又は他の一般地方独立行政法 任命権者若しくはその委任を受けた者又 独立行政法人等の要請に応じ、 当該地方公共団体等以外の地方公共 公務員としての勤続期間に通算す 引き続いて当該一般地方独立行 以下同じ。) 若し 退職手当に関す 政法 地 方 が、

(基礎在職期間)

旧

第二条の四 略

2略

散前 鉄道清算事業団」 律第百三十六号) 算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法 のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外 革法第十 間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改 基礎となる勤続期間 一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期 の日本国有鉄道清算事業団 (以下 一条第二項に規定する承継法人であつて同 則第二十項 在職期間とみなされる昭和 という。) の計算につい 規定に の職員としての 項の規定に て職員としての引 六十二年三月三 「旧日本国有 在職 よる解

### 五以下 略

て計算する期間) (職員以外の公務員としての引き続いた在職期間と

# 第三条の二 略

を含む。 ない 以下 公務員」という。) が、任命権者又はその委任を受けることと定めているものの公務員 (以下「特定地方 任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方 員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 般地方独立行政法人等」という。) に使用される者(役 政法人又は地方公社に使用される者となつ 人又は地方公社で、 た者の要請に応じ、 地方公共団体等の 般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該 団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一 独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給され 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。) (以下「一 道路公社及び土地開発公社をいう。 以下同じ。) 若し 例第八条第一項に規定する地方住宅供給公社、 独立行政法人の公務員又は一般地方独立行 方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方 る規程又は退職手当の支給の基準において、 下「地方公共団体等」という。 を支給されないで、 なつた場合に、 くは公庫等 (国家公務員退職手当法第七条の二第一 (地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地 |独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社 (条 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法 で ζ 「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、 方公務員又は他の一般地方独立行政法 引き続いて当該地方公共団体等の公務員と 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人 以下この項において同じ。) に関する規程に 独立行政法人等の要請に応じ、 任命権者若しくはその委任を受けた者又 当該地方公共団体等以外の地方公共 公務員としての勤続期間に通算す 引き続いて当該一般地方独立行 退職手当 (これに相当する給与 引き続いて一般地方独立行政法 で 退職手当に関 た場合 政 地 方 法人

た在職期間の始期から後の職員以外の公務員としておいては、先の職員以外の公務員としての引き続いして在職した後更に引き続いて職員となつた場合に号、第五号及び第四条の三第三項において同じ。) と 方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地 定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特 び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下することと定めているものに使用される者 (役員及 は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算 の引き続 員として の公務員(国家公務員を除く。以下この号、第三 いた在職期間の終期までの期間 勤続期間を当該一般地方独立行政法人又

は地方公社は

地方公社に使用される者としての勤続期間に通算としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又

2

いる場合いる場合の引き続いた在職期間の終期から後の職員以外の公務員としておいては、先の職員以外の公務員としての引き続いるして在職した後更に引き続いて職員となつた場合にして在職した後更に引き続いて職員となつた場合に 定地方公社職員」という。) となるため退職し、かつ、それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特び常時勤務に服することを要しない者を除く。 以下することと定めているものに使用される者 (役員及 方公務員となるため退職し、かつ、 方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地 引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地 の公務員(国家公務員を除く。 第五号及び第四条の三第三項において同じ。) と 以下この号、第三 引き続き職員以

2 二以下